厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会（第４回）	
令和８年11月２日	資料１

困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の見直しに向けた論点及び検討の方向性について

令和８年11月２日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課　女性支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

検討の視点（案）

第1回　検討会資料

◎　女性支援新法の施行から２年が経過し、基本方針にある「支援対象者が全国どこにいたとしても、必要十分な支援を受ける体制を整備する」ことを念頭に、現状をどのように考えるか。
◎　具体的には以下のような視点から、法律の施行状況等を踏まえ、より多くの対象者に必要な支援を届けるための体制や方策について、どのように考えるか。

＜自治体における支援状況＞

○　都道府県・市・町村それぞれにおける相談支援体制の現状と適切な役割分担について、どのように考えるか。
○　他分野との連携による支援の現状と連携強化に向けた方策について、どのように考えるか。

＜公的支援機関における支援状況＞

○　一時保護所や女性自立支援施設における支援の実施状況と受入促進に向けた今後の方策について、どのように考えるか。
○　地域定着に向けた伴走支援の必要性と支援強化に向けた方策について、どのように考えるか。

＜民間団体との協働による支援状況＞

○　民間団体との協働による支援の実施状況と取組強化に向けた方策について、どのように考えるか。
○　地域における支援体制の強化に向けた官民協働のあり方について、どのように考えるか。

＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞

○　支援に関わる人材の配置・育成の現状と、支援の継続や質の向上に向けた方策について、どのように考えるか。
○　支援者を支える体制や支援機関間の連携の強化に向けた方策について、どのように考えるか。

＜自治体における支援状況＞

○都道府県・市・町村それぞれにおける相談支援体制の現状と適切な役割分担について

【現状・課題】

○　女性相談支援センターや女性相談支援員による困難な問題を抱える女性からの相談件数は増加傾向にあり、高い水準で推移。

○　女性相談支援員数は毎年少しずつ増加しているが、一方で、女性相談支援員の配置市区割合は56%、配置町村割合は１%となっており、女性相談支援員の市町村の配置状況にばらつきがある。女性支援担当部署が自治体ごとに異なり相談窓口がわかりにくいとの指摘がある。

※１　令和６年度相談延べ件数　66.7万件（うち来所相談 7万8千件）。来所相談に占める暴力被害の相談の割合　平成28年度48.2%→令和６年度55.0%

※２　女性相談支援員数（令和７年４月時点）　1,770人（対前年比＋80人）

※３　市町村で女性相談支援員未配置の理由は「担当部署で対応可能」「ニーズがない」が合わせて58%、「職員不足」「予算確保困難」が合わせて31.9%

※４　都道府県の福祉事務所に配置されている女性相談支援員は全体の25.7%、福祉事務所に女性相談支援員を配置しているのは17都道府県（全体の36%）

※５　一時保護所からの退所に向けた支援方針の検討の際に関係機関との打ち合わせを経ずに単独で決定したり、退所先の市町村に退所を伝えていない女性相談支援センターが全体の２割程度。また、継続的な支援が必要な者について「（相談後の状況確認等の）フォローをしている」と答えた割合は、小規模な市町村になるほど少なくなっている。

※６　相談窓口の住所非公表は女性相談支援センターで29.3%、市町村で23.6%（市町村は「来所可能な相談窓口を設けていない」も9.6%）

（出典：※１・２・４厚生労働省女性支援室調べ、※３・５・６令和７年度困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究事業報告書）

【主な意見】

（都道府県と市町村の役割）

・　都道府県の女性相談支援センターは、女性支援を推進するための中核拠点として、市町村への助言やスーパーバイズ、人材育成、困難事例支援などの役割を果たしていくべき。一方、生活困窮や高齢・障害者施策、母子保健や精神保健等の福祉施策は市町村が中心的に担っており、継続的な支援をしていくためには市町村の役割が重要。

・　相談支援体制は市町村によって差が大きい。都道府県、市町村の役割分担を明確にすることが重要。

（女性相談支援員の配置）

・　市区における女性相談支援員の配置を義務化すべき。

・　配置が進まない市区に対し、都道府県の女性相談支援員の出向や、町村部は都道府県による広域的な支援が必要。

・　市区における配置義務化は、人材や予算確保が難しい中で行うと自治体に混乱が生じるのではないか。

・　つなぐ支援、つながり続ける支援のためには、市町村に女性相談支援員または相談窓口が設置されていることが重要。

・　市町村で他分野と連携して支援を行うには、担当課の正規職員のコミットも重要。女性相談支援員だけでは解決は難しい。

（相談体制等について）

・　相談窓口の担当部署や名称が自治体ごとに異なってわかりにくく、支援を必要とする方が窓口にたどりつけない。

・　女性相談支援センターの専門性の向上や支援の質の向上のための体制整備が必要。

・　若年女性の支援には、夜間・休日における相談・避難時の受入体制が重要。

・　大都市部や施設所在地など、特定の自治体に支援の実施に係る負担が集中する傾向があることについて、検討が必要ではないか。

＜自治体における支援状況＞

○都道府県・市・町村それぞれにおける相談支援体制の現状と適切な役割分担について

【論点】

○　全国どこでも必要な支援を受けられる体制を確保するため、都道府県・市町村の役割分担や相談体制について、どのように考えるか。

【検討の方向性】

（都道府県及び市町村の役割分担）

○　都道府県（女性相談支援センター）については、女性支援を推進するための中核拠点として、対象者から相談を受けることはもとより、広域的かつ専門的な観点から、個別事例に関する助言や困難事例のスーパーバイズ、関係機関との連携体制の構築、研修などにより、市町村に対するバックアップの役割を担うことを明確化してはどうか。

　市町村については、住民に最も身近な行政機関として、生活困窮者支援や生活保護、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の関係部署・機関や民間団体と連携しながら、相談支援や伴走支援の役割を担うことを明確化してはどうか。

（女性相談支援員の配置）

○　引き続き、市町村における女性相談支援員の配置を推進していく必要があるが、上記の市町村の役割（生活困窮者支援等の他部門等と連携しながら対象者への相談支援・伴走支援を行う）を踏まえると、女性相談支援員の配置だけでこれに対処するのではなく、他部門等との連携体制の構築も含め組織全体で支援体制を構築することが重要ではないか。

　女性相談支援員の配置義務化については、こうした点や、市町村における配置の必要性についての理解が進んでいない現状等も踏まえて検討する必要があるのではないか。

　また、町村については、都道府県の郡部福祉事務所が支援するなど地域の実情に応じた方法により、都道府県が体制整備を推進することとしてはどうか。

（女性支援に関する相談窓口の周知）

○　困難な問題を抱える女性が確実に相談や支援につながる体制を確保するため、女性相談支援センターや市町村等において、女性支援に関する相談窓口に相談者がアクセスできる方法を周知することとしてはどうか。

（夜間・休日の相談体制）

○　女性相談支援センターにおいて、夜間・休日における緊急対応体制について状況を把握し必要な体制を確保するよう徹底するとともに、夜間・休日の電話相談員の配置やSNSによる相談体制の整備について、推進していくこととしてはどうか。

（自治体における支援の負担）

○　支援を実施する自治体における負担のあり方について、現状を踏まえ検討することとしてはどうか。

＜自治体における支援状況＞

○他分野との連携による支援の現状と連携強化に向けた方策について

【現状・課題】

○　支援調整会議の設置状況は、令和７年４月時点で、47都道府県中44自治体、1741市町村中190自治体となっており、一部の市町村での設置にとどまっている状況。

○　複合的な課題を抱える女性を相談や支援につなげるためには、関係機関等との連携が重要であるが、十分に連携できていないとの指摘がある。

※　女性相談支援センターや女性相談支援員への来所相談に至った経路（令和６年度）（出典：厚生労働省女性支援室調べ）
　　本人自身からが約８割、福祉事務所経由が約５％、その他の相談機関約５％、警察約２％等

※　一時保護に至った経路（令和６年度）（出典：厚生労働省女性支援室調べ）
　　警察関係が約35%、福祉事務所が約31%、他の女性相談支援員約９％、他の相談機関約８％、本人自身約６％、配偶者暴力相談支援センター約６％等

【主な意見】

・　支援対象となる女性は、経済的困窮やこどもの貧困など複合的な困難を抱えており、生活困窮者支援との連携が重要。

・　女性支援事業と高齢、障害、生活困窮分野などの他法他施策との役割分担の考え方を整理すべき。

・　こどもや困難女性への支援の考え方を研修等を通じて共通理解を進めていくことが重要。

・　性を売らざるを得ない方を女性支援新法の支援にどうスムーズに接続していくのか。警察から女性支援窓口や民間団体への引き継ぎ規定を設けて支援につながる仕組みを整備すべき。

（参考）取りまとめ報告書（令和８年９月　売買春に係る規制の在り方検討会）（抜粋）
　　第４　終わりに
　　（中略）特に、売春をする者については、その多くが、家庭環境の問題や経済的困窮等の困難な事情を抱え、保護・支援を必要とするものであることを踏まえ、法の運用に当たっては、警察や検察をはじめとする関係機関において、本報告書の内容をも踏まえ、より一層適切な対応がされることを期待したい。

・　女性相談支援員の役割とDV法の支援員の役割が分断されている。また、ワンストップ支援センターと女性相談支援センター、女性相談支援員とのつながりが薄い。性的被害を受けた孤立化しやすい女性をどう支援につなげていくのか。

・　女性支援新法に法的支援をきちんと位置づけていくことが必要。

・　困難な問題を抱える女性は生きづらさを感じている方もいる。早いうちから啓発するなど福祉と教育の連携が大切。

＜自治体における支援状況＞

○他分野との連携による支援の現状と連携強化に向けた方策について

【論点】

○　複合的な課題を抱える女性を適切に相談や支援につなげるため、他分野との連携のあり方や連携強化を図る具体的な方策について、どのように考えるか。

【検討の方向性】

（女性支援と他分野との連携の基本的な考え方）

○　相談者に対してどの部門が主となって対応するかについては、相談者がどのような状態にあり、現在最も優先して対応すべき課題が何なのかという点を踏まえて判断されることが適当ではないか。そのために、女性支援担当部門においては相談者における「女性支援の必要性」をアセスメントによって把握することが必要ではないか。

○　一方で、仮に女性支援部門が当該相談者に対して一時保護等の措置を行わず他施策の支援機関等につないだ場合であっても、当該相談者の有する「女性支援の必要性」に対しては女性支援部門が主体的に関わる必要があることから、そのような場合であっても、他施策と連携しつつ女性支援部門が相談者と継続的につながり続ける支援を行うことが重要ではないか。

（都道府県による連携体制の構築）

○　都道府県が、広域的な観点から、市町村における支援調整会議の設置のための女性支援担当部署と関係部署・機関との橋渡しや、研修の開催など関係機関間の関係づくりの機会を確保する等により、関係機関との連携体制を構築していくことが重要ではないか。

（生活困窮者支援施策等との連携）

○　困難な問題を抱える女性を広く把握するとともに、地域で継続的に伴走支援を行う体制を整備するため、生活困窮者支援施策や生活保護、こども施策等の福祉分野と研修等を通じて連携を推進していくべきではないか。

（配偶者暴力相談支援センターやワンストップ支援センターとの連携）

○　DV被害や性被害・性暴力を受けた女性を相談や支援につなげるため、配偶者暴力相談支援センターやワンストップ支援センターとの連携を推進していくべきではないか。

（性売買・性的搾取の状況にある女性への支援）

○　性売買・性的搾取の状況にある女性を支援につなげるため、各自治体の警察や民間団体等との具体的な連携方策を検討するべきではないか。

＜公的支援機関における支援状況＞

○一時保護所や女性自立支援施設における支援の実施状況と受入促進に向けた今後の方策について

【現状・課題】

○　困難な問題を抱える女性からの相談は増加傾向で高い水準であり、暴力被害の相談も増加傾向であるが、一方で、一時保護所・女性自立支援施設の入所者数はここ10年で４～５割程度減少している。

　入所者の減少の要因については、一時保護・入所に当たって①生活制限等のため対象者本人の同意が得られないことや、②一時保護所・女性自立支援施設側において「自傷行為のおそれがある」「高齢者」「障害者」等を対象外としている場合があることが考えられる。

○　支援が必要な困難な問題を抱える女性について、一時保護所や女性自立支援施設での保護や支援につながっていないとの指摘がある。

※令和６年度入所状況：入所率　一時保護所 15.5%、女性自立支援施設 21.5%（出典：厚生労働省女性支援室調べ）

【主な意見】

（措置決定について）

・　女性相談支援センターによる措置について、支援の必要性を中心に判断する仕組みへ見直すべき。また、入所会議や支援調整会議に女性相談支援員や民間団体の支援者が参加し、支援経過や施設利用の必要性を共有できる仕組みを検討すべき。一時保護を経ない入所や一時保護委託による女性自立支援施設へのプレ入所を促進すべき。支援関係者の日常的な連携体制や、支援員の専門性向上に資する研修も必要。

・　就労自立が見込めない方の受入れを断るなどのケースがある。女性自立支援施設の入所基準を明確化すべき。

・　女性相談支援センターに一時保護と施設入所の措置の決定権が集中している状態を解消すべき。DV被害者への秘匿型支援と、その他の困難な問題を抱える女性への支援を分け、後者は市区町村が本人の申請に基づいて支援できるようにすべき。一時保護及び施設入所を利用できることを本人の権利として位置づけるべき。

・　ＤＶ被害者の中でも追跡が厳しい場合とそうでない場合があり、DV被害者でない方もいて様々なグラデーションがある。そこに適応した形の施設や支援のあり方を整理していく必要があるのではないか。

（一時保護、女性自立支援施設のあり方等について）

・　女性自立支援施設について、訪問・相談事業のモデル事業を実施してほしい。

・　女性自立支援施設について、地域の実情に合わせた施設を運営できるよう、設備及び運営に関する基準を緩和すべき。

・　実績や困難度に応じた公費支弁を行うべきではないか。

・　一時保護の代替策として、ホテルやゲストハウスの利用など「一時保護委託以外の避難の柔軟な運用」について財政支援してほしい。

＜公的支援機関における支援状況＞

○一時保護所や女性自立支援施設における支援の実施状況と受入促進に向けた今後の方策について

【論点】

○　公的支援機関（一時保護所・女性自立支援施設）と民間団体が支援において果たす役割について、どのように考えるか。

○　保護や支援を必要とする女性を適切に一時保護や女性自立支援施設での支援につなげるためには、どのような制度・運用の見直しが必要か。また、秘匿性があるDV被害者とその他の者への支援の在り方について、どのように考えるか。

○　人員体制や運営に関する基準・通知について、求められる役割や運営状況を踏まえて見直しを行うべき点はあるか。

【検討の方向性】

（公的支援機関・民間団体の協働のあり方と支援の選択肢）

○　官民がそれぞれの特色を活かし、対象者の多様な状態像（DV被害者か否か、秘匿性の有無、いわゆる重症度など）に合わせて、多様な支援の選択肢があることが重要ではないか。そのためには、官民の支援体制の違いを踏まえ、公的支援機関と民間団体それぞれのあるべき役割分担をどのように考えるか。

（受入を促進する方策）

○　秘匿性の有無など多様な事情を抱える対象者の受入を促進する観点から、以下のような取組を実施しているところ。

・　一時保護を経ない施設入所や一時保護委託による女性自立支援施設へのプレ入所の推進

・　一時保護所・女性自立支援施設のサテライト型モデル事業や、施設への通所型モデル事業の活用による受入促進

〇　上記に加え、一時保護所や女性自立支援施設における受入を促進する観点から、措置対象の考え方（例えば就労自立が見込めないことをもって措置しないことは不適切であることなど）を明確化することや、女性相談支援センターにおける措置決定にあたり、相談時のアセスメントや措置対象外と判断する場合の手続き等について、一定のプロセスを経ることをルール化してはどうか。

　また、そうした一定のプロセスのルール化を前提に、一時保護所・女性自立支援施設の運営費（事務費）について、入所実績を勘案する仕組みや、支援が困難な者を受け入れた場合の適切な評価について検討してはどうか。

（人員体制及び運営に関する基準・通知）

○　現状の運営状況を踏まえて、人員体制や運営に関する基準・通知等について見直しを検討してはどうか。

（一時保護や施設入所に関する本人の権利について）

○　一時保護や施設への入所を「本人の権利」とすることについては、措置制度のメリット・デメリットや女性支援対象者の状態像の多様さなどを踏まえ、中長期的な検討が必要ではないか。

＜公的支援機関における支援状況＞

○地域定着に向けた伴走支援の必要性と支援強化に向けた方策

【現状・課題】

○　一時保護所や女性自立支援施設退所後や、施設等での保護・支援につながっていない困難な問題を抱える女性について、地域で関係部署や関係機関、民間団体が連携して伴走支援していくことが重要であるが、現状において体制が十分ではなく、地域における支援体制の整備が課題。

※　一時保護所からの退所に向けた支援方針の検討の際に関係機関との打ち合わせを経ずに単独で決定したり、退所先の市町村に伝えていない女性相談支援センターが全体の２割程度。継続的な支援が必要な者について「（相談後の状況確認等の）フォローをしている」と答えた割合が小規模な市町村になるほど少ない状況。（出典：令和７年度困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究事業報告書）

※　一時保護所・女性自立支援施設において、退所後のアフターフォローを行う事業や、通所型のモデル事業を実施。

※　令和７年度補正予算に女性相談支援センター等において、女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行い地域生活移行に向けた環境整備を行うモデル事業（女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業）を計上。

【主な意見】

・　地域での伴走支援は市区町村や民間団体に担っていただくのが現実的で望ましいのではないか。

・　つなぐ支援、つながり続ける支援のためには、市町村に女性相談支援員または相談窓口が設置されていることが重要。

・　女性自立支援施設の役割拡大に向けて、訪問・相談事業のモデル事業を実施してほしい。

【論点】

○　地域における伴走支援体制の強化に向けた具体的な方策について、どのように考えるか。その際、多様な主体に伴走支援体制に参画してもらう方策や、他部門との連携体制の構築をどう進めるべきか。

【検討の方向性】

（都道府県及び市町村の役割分担）

○　地域における伴走支援体制の整備を図るため、都道府県（女性相談支援センター）が地域資源の開拓や地域の福祉ネットワークなどとの県レベルでの連携関係を構築し、市町村における支援対象者の地域定着のための支援体制の整備を推進していくこととしてはどうか。

○　市町村については、女性相談支援員や女性支援担当部署の職員が、生活困窮者支援や生活保護、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の関係部署・機関や民間団体と連携しながら、身近な地域で伴走支援の役割を担うことを明確化してはどうか。（再掲）
その際、市町村の女性支援担当課のみが伴走を担うのではなく、他部門や民間団体、女性自立支援施設や地域の福祉ネットワークと連携できる体制を構築することや、都道府県（女性相談支援センター）が女性支援の中核機関として適切にその体制を構築することが重要ではないか。

＜公的支援機関における支援状況＞

○地域定着に向けた伴走支援の必要性と支援強化に向けた方策

（生活困窮者支援施策等との連携）

○　困難な問題を抱える女性を広く把握するとともに、地域で継続的に伴走支援を行う体制を整備するため、生活困窮者支援施策や生活保護、こども施策等と研修等を通じて連携を推進していくべきではないか。（再掲）

（身近な地域の通いの場における支援）

○　身近な地域で伴走的な支援を行うため、民間団体を中心に、一時保護や施設入所に繋がらなかった方や退所後に継続的に支援が必要な方などを対象とする「通える居場所」の整備を推進してはどうか。

（女性自立支援施設の機能）

○　女性自立支援施設の機能の有効活用を図るため、地域で困難な問題を抱える女性への支援を行う女性自立支援施設の役割や機能のあり方について検討してはどうか。また、障害者施策との連携も視野に、女性自立支援施設からの地域移行や地域生活への定着の支援を検討してはどうか。

＜民間団体との協働による支援状況＞
○民間団体との協働による支援の実施状況と取組強化に向けた方策について
○地域における支援体制の強化に向けた官民協働のあり方について

【現状・課題】

○　国において行政と民間団体の官民協働による事業や民間団体の育成・立ち上げ等に対する国庫補助を行うとともに、自治体における支援調整会議への民間団体の参画等を通じて民間団体との協働による取組を推進。

※　民間団体に対する国庫補助制度

①　官民協働等女性支援事業：公的機関と民間団体が連携してアウトリーチの相談対応や居場所の確保、地域での自立・定着の支援を図る事業に対する補助
②　DV被害者等自立生活援助事業：DVシェルター入所中の支援や退所後の定着支援を図る事業に対する補助
③　民間団体支援強化・推進事業：民間団体の育成や立ち上げを支援する事業に対する補助
④　性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（内閣府）：民間シェルター等の先進的な取組の促進するための経費への補助

※　支援調整会議に民間の女性支援団体が参画している自治体数（令和７年４月）（出典：厚生労働省女性支援室調べ）
都道府県38自治体、市町村39自治体

【主な意見】

・　民間団体は財政基盤が脆弱であることから、民間団体の活動に対してさらなる財政支援を行うべき。
・　区外の民間団体や、女性支援以外も行っている民間団体も含め連携することが重要。実務者会議で官民が一緒に事例検討をしたり、行政が主導して民間団体間のネットワーク作りを進めることが、官民連携や支援の充実には有効ではないか。
・　女性相談支援センターについて、官民共同運営や民間への全面委託により官民連携を進めるべき。
・　行政と民間団体の間で、見立てや使える資源・支援事例の共有や、専門的な意見交換ができる場が必要。

【論点】

○　地域における支援体制の強化に向けた民間団体との協働による取組や官民協働のあり方について、どのように考えるか。

【検討の方向性】

（官民協働の取組の推進

○　地域における支援体制の整備を図るため、官民協働による事業や、他分野からの参入も含めた民間団体の育成・立ち上げを推進するとともに、民間団体を中心に、身近な地域で伴走的な支援を行う「通える居場所」の整備等により、官民協働の取組を推進していくこととしてはどうか。

（官民・民間団体間のネットワーク構築）

○　官民の情報交換や事例検討の場などを通じて、官民間や民間団体間でのネットワーク作りを行政が支援することにより、民間団体がない市町村も含めた支援体制の整備、個別ケース支援における連携や官民協働を進めることとしてはどうか。

＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞
○支援に関わる人材の配置・育成の現状と、支援の継続や質の向上に向けた方策について

【現状・課題】

○　現在の女性相談支援員、女性相談支援センターや一時保護所、女性自立支援施設職員に対する研修は、業務内容や勤続年数等に応じた知識・支援スキルを段階的に習得する体系になっていない。

　また、都道府県では、女性相談支援員や施設職員等に対する各種研修が実施されているが、都道府県ごとに実施状況にばらつきがある。

※　国において、令和６年度に女性相談支援員に対する研修カリキュラムを作成し、令和７年度に当該カリキュラムに係る研修動画を作成。
　令和７年度から、国において女性相談支援員、女性相談支援センター、施設等職員、民間団体の管理職向けの研修や支援職員向けのブロック別研修を実施。

○　権利擁護や支援の質を向上するため、女性自立支援施設における福祉サービス第三者評価基準（令和６年度調査研究）、女性相談支援センター一時保護所における第三者評価基準を策定（令和７年度調査研究）するとともに、現在、女性相談支援センターにおける第三者評価基準の策定に係る調査研究を実施中。

　女性相談支援センターや女性自立支援施設における第三者評価を通じて、権利擁護や支援の質の向上を図っていく必要がある。

【主な意見】

（人材配置・育成）

・　多様化、複合化する問題に対応するため、女性相談支援員には幅広い制度や社会福祉の知識が求められ、連絡調整のスキルも必要。国、都道府県、市町村での人材育成について明確にすべき。
・　女性相談支援員について、段階的なフォローアップを継続するための研修や、DV、性暴力、トラウマ、精神保健等の専門分野につながる研修、事例検討、スーパービジョン、女性相談支援員同士が経験や知識を共有できる場が必要。
・　一時保護所や施設の職員を対象とした体系的な研修のあり方について検討が必要ではないか。
・　全国どこにいても格差のない支援の提供体制の整備のため、女性支援事業への福祉専門職の配置の検討が必要。
・　女性相談支援員の専門性が制度的に可視化されておらず、求められる技術が明確ではない。また、自治体ごとに役割や配置がまちまちで支援の質に地域差が出る。女性相談支援員の専門性の強化・明確化を図るため、認定制度化が必要。
・　民間団体は財政支援以外にも、活動場所や人材の確保・育成支援のニーズも高い。一方で一自治体でやれることには限界がある。

（その他）

・　ICTの活用により、支援者の世代交代でこれまで蓄積してきたノウハウが途切れないようにしていくことが重要。
・　女性支援に関する相談・支援記録や統計データ作成のため、全国統一のシステムを構築すべきではないか。

＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞
○支援に関わる人材の配置・育成の現状と、支援の継続や質の向上に向けた方策について

【論点】

○　女性支援に関わる人材の専門性を確保するため、どのような育成・研修体系が必要か。
　また、女性支援に関わる人材について、支援の質を確保・向上するための方策について、どのように考えるか。
　その他、支援の継続や質の向上に向けた方策について、どのように考えるか。

【検討の方向性】

（人材配置・育成）

○　女性相談支援員、女性支援担当部署の職員、女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設職員、民間団体に対する研修について、国、都道府県、市町村の基本的な役割を整理し、明確化してはどうか。
　また、女性相談支援員、女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設職員に対する研修内容について、業務内容や勤続年数等に応じた知識・支援スキルを段階的に習得する体系に見直しする方向で検討してはどうか。

○　女性相談支援員、女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設が担う役割や業務を踏まえ、専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）の配置や精神保健・法的支援部門等との連携の推進について検討してはどうか。

（その他）

○　女性相談支援センターや女性自立支援施設における権利擁護や支援の質を確保する観点から、第三者評価の受審を推進していくこととしてはどうか。

○　ICTやAIを活用した相談・支援記録や支援ノウハウの共有等について、まずは現場の運用状況を把握し、今後の活用の在り方を検討していくこととしてはどうか。

＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞
○支援者を支える体制や支援機関間の連携の強化に向けた方策について

【現状・課題】

○　支援者を支える体制を確保するため、「女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業」において、女性相談支援員や女性相談支援センター、女性自立支援施設職員向けに有識者や職員OBがスーパービジョンを行う費用に対して国庫補助を行っている。

　また、厚生労働省のホームページに特設サイト（あなたのミカタ）を設け、自治体職員や民間団体の支援者向けに好事例の紹介や研修教材等の情報を掲載するなど、支援者支援の取組を実施。

【主な意見】

・　支援者も孤立しないよう、多くのつながりの中で相談支援に取り組む体制づくりを進めることが大切。
・　性暴力被害者の支援を行う際など、二次受傷でバーンアウトしてしまう支援者も多い。体系的な研修を含め、支援者を支える体制が必要。
・　相談者とつながり続ける支援だけではなく、支援者同士もつながり続けることができる体制が必要。支援者間の連携を促進する要因として、属人的要素に委ねるのではなく「決まった連携ルートがある」というシステムとしての繋がりや、多機関の担当者や関係部署が参加する研修など、共通言語を得られる機会を作ることが必要。（再掲）
・　女性支援の支援者が他の福祉支援を理解し、他の支援者に女性支援を理解してもらうことが必要。（再掲）
・　民間団体は財政支援以外にも、活動場所や人材の確保・育成支援のニーズも高い。一方で一自治体でやれることには限界がある。（再掲）

【論点】

○　支援者を支える体制や支援機関間の連携に向けた方策について、どのような方策が考えられるか。

【検討の方向性】

○　スーパービジョン整備事業や特設サイトを通じた好事例の共有等の支援者支援の取組を推進するとともに、国や自治体において研修等の場を通じて支援機関同士が話す場を設けるなど、支援者支援の取組を検討してはどうか。
○　また、民間団体における支援者支援のあり方についても検討してはどうか。